

## 補助対象となる経費

事業区分	補助対象経費	内 容
講習会開催	講師謝金 講師旅費 会場借上料 印刷製本費 通信運搬費 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議室等の借上料</li> <li>・ 資料等の印刷製本代、写真現像代</li> <li>・ 郵便料、電信電話料、諸物品の運賃</li> <li>・ 事務用品等(用紙、封筒、インク、トナー等)購入費</li> </ul>
共用資機材整備	作業器具購入費 (団体の共有物) 修繕料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用具類(刈、カマ、ノコ、刈払機、チェーンソー等)、安全衛生対策用具類(ヘルメット、ゴーグル等)の購入費</li> <li>・ 修繕、研磨、点検料</li> </ul>
森林づくり活動	指導者謝金 指導者旅費 苗木代 資材費 ボランティア保険料 安全対策費  運搬車等借用料  燃料費 会場借上料 会場設営費 看板設置代	<p>※1 別事業で苗木の提供が出来ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肥料、支柱、防護ネット、木工クラフト材料、軍手、紐等</li> <li>・ 参加者傷害保険</li> <li>・ 防虫スプレー、作業時の飲料費等、安全衛生特別教育等の受講費等</li> <li>・ 作業用具等運搬車、地拵え用機械、作業用具等(刈払機等)借上代、輸送バス(森林環境教育に限る。)</li> <li>・ チェンソー、刈払機用燃料等</li> <li>・ 会場施設借上等</li> <li>・ テント、トイレ借上等</li> <li>・ 看板、案内板製作代等</li> </ul>
参加者募集・広報	印刷製本費 通信運搬費 広告料 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フラシ、ポスター等の印刷製本代、写真現像代</li> <li>・ 郵便料、電信電話料、諸物品の運賃</li> <li>・ フラシ、ポスター、ホームページ作成料、新聞広告料</li> <li>・ 事務用品等(用紙、封筒、インク、トナー等)購入費</li> </ul>

※森林づくり植樹支援事業で苗木の提供を希望される場合は、「森林づくり植樹支援事業計画書」を活動場所となる市町村の林務担当課へ2部提出してください。様式は、県ホームページまたは県環境森林課、西臼杵支庁・各農林振興局林務課、各市町村林務担当課で入手できます。

(注) 次の経費等は補助対象外とします。

- |                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| ① 土地等の購入費                    | ⑤ ボランティア参加者への日当及び旅費 |
| ② 実施団体の経常的な運営経費              | ⑥ 委託費(下刈り作業等の賃金など)  |
| ③ 食料費(ただし、作業時の飲料費を除く。)       |                     |
| ④ 講師又は指導者が団体の構成員である場合の謝金及び旅費 |                     |

## 補助対象となる経費の標準単価

事業区分	補助対象経費	基 準
講習会開催	講師謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人あたり10,000円/日を上限とする。</li> <li>ただし、総事業費の10%以内とする。</li> </ul>
	講師旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関利用の場合、実費。</li> <li>・ 自家用車利用の場合、距離×17円/km</li> <li>ただし、距離が2km未満は支給しないものとする。</li> </ul>
森林づくり活動	指導者謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人あたり10,000円/日を上限とする。</li> <li>ただし、総事業費の10%以内とする。</li> </ul>
	運搬車等借用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な作業用具の1台あたりの上限は以下のとおりです。</li> <li>チェーンソー 2,000円/日</li> <li>刈払機 2,000円/日</li> <li>軽トラック 5,000円/日</li> <li>・ 上記以外の会員所有の作業用具等の借り上げについては、会で定めた適切な価格で行うこと。</li> </ul>

(注) 表にない単価等については、別途調査の上、実情に合った単価を計上してください。